

## 議員提出第1号議案

### 島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年2月13日

提 出 者	五百川 純 寿	野 津 浩 美
	和 田 章一郎	井 田 徳 義
	川 上 昌 彦	中 村 芳 信
	島 田 三 郎	多久和 忠 雄
	内 田 敬	

## 島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「健康福祉部」の次に「、病院局」を加え、同条第3号及び第4号中「10人」を「9人」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第5条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第6条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

### 附 則

この条例中第5条及び第6条の改正規定は公布の日から、第2条第2号の改正規定は平成19年4月1日から、同条第3号及び第4号の改正規定はこの条例の公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される議員の任期の初日から施行する。